

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成25年12月 4日

奈良県知事 荒井正吾

1. 業務概要

- (1) 業務名 奈良県庁前エントランス整備事業業務委託
- (2) 業務場所 奈良市登大路町48番地先

- (3) 業務目的 近鉄奈良駅から県庁前までは、なら燈花会・なら瑠璃絵等の奈良公園で実施される夜間イベント開催時に、観光客をお迎えする重要なエントランスとなる。照明機器・イルミネーション等を設置し光による演出をすること（以下、イルミネーションという）により近鉄奈良駅から奈良公園までの効果的な観光客の導線強化を図り、奈良公園の魅力向上を図ることを目的とし、滞在時間の拡大を促す事で更なる宿泊客の増加、観光客の消費の拡大により地域経済の活性化や雇用拡大につなげる事を目的とする。
- (4) 業務内容 イルミネーションを実施するための、実証実験、デザイン及び実施設計を行い、本工事及び設置を行う。
※詳細については「特記仕様書(案)」による。
- (5) 業務量の目安 29,978千円(消費税込み)を限度とします。
- (6) 履行期限 平成26年 3月26日(水)

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から特定通知の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」といいます。)を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」といいます。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (6) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者で、営業種目（G1）の「電気設備機器」に登録をしている者であること。
（ただし、参加申込書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (7) 応募時点において、「電気工事」について建設業法に基づく建設業の許可を有すること。また、「電気工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が平成24年5月1日以降の日で審査を受けていること。
- (8) 過去10年間（平成15年4月1日～平成25年3月31日）における屋外施設のライトアップ又はイルミネーション元請実績を1件以上有すること。（様式4）
- (9) 業務の管理及び統括を行う「業務責任者」及びイルミネーションのデザインに関する「デザイン責任者」（応募時点において雇用期間が3ヶ月以上であるものに限る。 ※会社法第2条にいう親会社での在籍も認める）を配置できること。
なお、デザイン責任者については、過去10年間（平成15年4月1日～平成25年3月31日）において、1件以上の照明デザイン業務の経験と実績を持つ者とする。 （提出書類 様式5-1）
※デザイン責任者については特に資格が必要なものではありません。
- (10) 「電気工事」について、監理技術者等（特記仕様書第3章第9条に定める技術者、応募時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上であるものに限る。）を専任で配置できること。なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。
- (11) 現場代理人（応募時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上であるものに限る。）として1名配置できること。なお、現場代理人、主任（監理）技術者及び専任技術者はこれを兼ねることができます。

3 暴力団排除条例に伴う留意事項

- (1) 受注者は、奈良県暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は契約書第42条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人にしてはならない。
これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し契約書第7条第4項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。
なお、下請契約等の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。
- (2) 再委託契約、下請契約の締結等
受注者は、業務の一部を委任し又は請け負わず場合に締結する委託契約書又は下請契約書に契約書「第42条の3」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。
また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。
- (3) 奈良県暴力団等排除措置要綱
受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び監督職員への報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。
また、受注者から業務の一部を受任し又は請け負った業者が暴力団関係者等から不

当な要求を受けた場合においても、届出等を行うよう当該業者に指導しなければならない。

届出等がない場合は入札参加停止をすることがある。

(4) 本業務の選定後、決定された相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは失格とする。また失格となった場合は損害賠償責務が生じる。

- ①役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- ②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦本契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

4 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室

誘客促進対策係(奈良県分庁舎6階)

TEL (0742) 27-8677 (ダイヤルイン)

FAX (0742) 22-7832

(2) 参加表明書作成に関する質問の受付及び回答

①提出方法 質問がある場合は、FAX(任意様式)で提出し、電話にて受信の確認をすること。

②提出先 担当部局

③受付期間 平成25年12月10日(火)正午まで

④回答 平成25年12月11日に下記アドレスの奈良県ホームページに掲載する。

アドレス：http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4285.htm

(3) 参加表明書の提出

- ①提出期限 平成25年12月12日(木) 正午まで
- ②提出先 担当部局
- ③提出物 参加表明書(以下の様式及び添付資料)
 - ・参加表明書(様式1)
 - ・法人概要(様式2)
 - ・応募提案書類(様式4～5)
- ④提出方法 持参に限る。
- ⑤提出部数 1部

(4) 技術提案書提出者の選定及び通知

①選定について

参加表明書を基に、後述する「5. 受託業者を特定するための評価基準」のうち、「配置予定技術者」について審査し、上位5者程度選定します。

②通知について

参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼(技術提案書提出依頼書)又は非選定の通知(非選定通知書)をします。非選定通知書には、選定しなかった理由を記載します。

③非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日(県の休日を除く)以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(5) 技術提案書の提出

- ①提出期限 平成26年1月8日(水) 予定
- ②提出先 担当部局
- ③提出物
 - ・技術提案書(様式7・8・9)
 - ※技術提案書には企業が特定される語句やマーク(企業名等)は記載しないこと。
 - ※技術提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠ること。
 - ※事業提案書はPDF化しCD-Rに格納の上、1部提出すること。(押印ファイルに綴じること。)
 - ・受託希望価格提案書 様式3-1
 - ・受託希望価格内訳書 様式3-2
 - ・積算費・価格費を含めた全経費を見積とし、積算内訳を記載すること
 - ・ヒアリング時にパソコン(PowerPoint等)を用いる場合は、電子データをCD-Rに保存し1部提出すること。なお、PowerPointのバージョンは2003とし、企業名が特定されるような表現はお控え下さい。また、提出期限を過ぎての提出は認めません。
- ④提出方法 持参に限る
- ⑤提出部数 1部

(6) 技術提案書作成に関する質問の受付および回答

別途、技術提案書の提出依頼の通知時に指定します。

(7) ヒアリング

技術提案書について、ヒアリングを実施します。以下を予定していますが、詳細については技術提案書提出後に個別に通知します。

- ①日 時 平成26年1月中旬(予定)
- ②場 所 県庁内
- ③出席者 業務責任者、デザイン責任者、監理技術者等(必ず出席)、
現場代理人(必要に応じて出席)
- ④ヒアリング時間 プレゼンテーション(15分)、質疑応答(10分)

(8) 受託業者の特定

①特定について

参加表明書、技術提案書及びヒアリングを基に、後述する「5. 受託業者を特定するための評価基準」(70点)について審査し、最高得点者を特定します。

②通知について

技術提案書を提出した者には、特定又は非特定の通知をします。非特定通知書には、特定しなかった理由を記載します。

③非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日(県の休日を除く)以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

5. 受託業者を特定するための評価基準

別紙1のとおり

6. 参加表明書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 参加表明書(様式1)

(ロ) 法人概要(様式2)

※会社案内パンフレットがある場合は添付すること。

(ハ) 応募提案書類(様式4~5)

- ・イルミネーション実績報告書(様式4)
- ・デザイン責任者報告書(様式5-1)
- ・配置技術者名簿(様式5-2、5-3)

1) 配置技術者の資格及び雇用関係の確認

(a) 資格の確認

「2. 参加資格(10)」に示す「監理技術者等」の資格の確認を以下のとおり行うこととする。

(i) 監理技術者等

監理技術者の資格の確認を行うために、次に掲げる書類の写しを提出すること。

- ・監理技術者資格者証(以下「資格者証」という。)
- ・監理技術者講習修了証(以下「修了証」という。)

(b) 雇用関係の確認

「2. 参加資格(7)(9)(10)」に示す「監理技術者等」、「業務責任者」、「デザイン責任者」及び「現場代理人」が応募時点において直接的な

雇用関係を有しており、その雇用が3ヶ月以上である確認（デザイン責任者については、会社法第2条にいう親会社での在籍も認める）を行うため、当該者の健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の写しを提出すること。

なお、上記(a)の資格の確認で、資格者証を提出する場合において、同資格者証で雇用関係が確認できるときは、保険証の提出を要しない。

(c) 同種業務実績の確認

配置予定デザイン責任者において、過去にデザイン責任者として従事し、平成15年4月1日以降平成25年3月31日までの間に履行完了した同種業務の実績を有している場合には記載してください。

ここでいう同種業務とは、「ライトアップ投光器が4台以上の照明デザイン又はイルミネーションデザイン業務」とします。

(d) 同種工事实績の確認

配置予定技術者等において過去に監理技術者等又は現場代理人として従事し、平成15年4月1日以降平成25年3月31日までの間に履行完了した同種工事の実績を有している場合には記載してください。

ここでいう同種工事とは、「ライトアップ投光器が4台以上の工事又はイルミネーション工事請負業務」とします。

なお、各実績には、TECRIS 完了登録業務カルテ受領書等の写しや業務契約書の写し、及び業務内容、配置技術者が判断できる業務計画書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。

(2) 参加表明書に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。受託業者となった際も、これ以外の者をTECRIS登録することは認めません。

7. 技術提案書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 技術提案書の表紙は様式7により作成してください。

(3) A4縦長片面とし、文字は10.5ポイント以上とします。

図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としません。

右肩の（商号又は名称）以外に商号又は名称を記載してはなりません。

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(4) 業務の実施方針

業務の実施方針、実施フロー、工程計画、実施体制等について様式8に記載してください。なお、枚数は2枚までとします。

(5) 評価テーマ

別紙1「受託業者を特定するための評価基準」に記載されている評価テーマに関する技術提案について様式9に記載してください。

なお、枚数は2枚までとします。ただし、評価テーマ毎に記載欄を区分するものとし、一方の提案を他方の欄に記載しても、評価の対象としません。

(6) その他

ア 提出された技術提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 特定されなかった提出者の技術提案書は返却します。

ウ 提出された技術提案書の提出期限以降における再提出は認めません。

- なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
- エ 提出期限までに技術提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。
- オ プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については、提案を減点又は無効とする場合があります。
- カ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。
- キ 提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。

(7) 参考見積について

参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、特記仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、特定しません。

(8) 辞退について

技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

8. 参加資格の確認

(1) 審査方法

① 参加資格の審査

提出された書類について、「2. 参加資格」に記載する要件を満たしているか審査を行う。審査の結果、参加資格がないと判断した場合、その応募者に対して参加資格がない旨をその理由と合わせて書面にて通知する。

通知内容に関して不服がある場合には、理由の説明を求めることができる。

理由請求を行う際は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に「4. 手続き等（1）担当部局」へ理由請求書を持参すること。

② 提案内容の審査

提案内容の審査は審査委員会にて行う。審査委員会は、非公開とする予定である。資格審査の要件を満たす者を審査委員会のヒアリング対象者として選定し、選定の結果については、応募者全員に通知する。

ヒアリング対象者は、審査委員会において、提案内容について説明を行い、審査委員会委員より質疑を実施する。

審査委員会は「別紙1 受託業者を特定するための評価基準」に準じて審査を行い評価し、評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者に選定する。

審査項目と配点は、「別紙1 受託業者を特定するための評価基準」のとおりである。なお、審査の結果、提案者の全員が要求水準を満たさない場合は、理由を明らかにし、最優秀提案者等を選定しないことができる。

※ヒアリングの説明方法

提出した応募提案書類のみを使用し説明することとし、追加資料は受理しない。

また、パソコン及びプロジェクターを用いて説明する場合は、CD-R で提出された様式8の PDF データを使用するものとする。

その他留意事項については、別途、書面により通知する。

(2) 審査結果の通知

特定された最優秀提案者に対して「特定通知書」によりその旨を、また特定されなかった者に対しては「非選定通知書」により通知する。ただし、次点者にはその旨を付して通知する。

(3) 結果公表

① 公表方法

奈良県公募型プロポーザル方式の公表ホームページの「プロポーザルの結果」において、選定結果に関する情報を公表するものとする。

(<http://www.pref.nara.lg.jp/www/genre/000000000000/1226622551164/>)

9. 失格

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とする。なお、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づき、入札参加停止等の措置を講じることがある。

- (1) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について、相談を行った場合
- (2) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (3) 応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (4) 応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に「2. 参加資格」の応募資格の条件に該当しなくなった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

10. 契約交渉者

奈良県は、特別な理由がないかぎり最優秀提案者を業務等の契約交渉の相手方に決定する。

ただし、辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、「別紙1 受託業者を特定するための評価基準」の要件を満たす応募者のうち、あらかじめ選定した次点者がいる場合には、その者を契約交渉の相手方とする。

11. 契約の締結

- (1) 契約に関する事項は、「契約書」による。

「前項10. 契約交渉者」により特定した最優秀提案者と契約を締結する。

ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

なお、以下の場合、契約交渉の相手方としての資格を取消し、契約を締結しないときがある。

- ① 正当な理由なくして奈良県の指定する期日までに契約締結に応じなかった場合
 - ② その他、本公告に違反した場合
- (2) 上記(1)の事由に該当するなど契約交渉の相手方の責めに帰すべき事由により、契約締結に至らなかったときは、契約交渉の相手方は違約金として契約交渉者が提案した受託希望価格（消費税抜き額）の100分の105に相当する金額の100分の2に相当する金額を奈良県に支払わなければならない。

(3) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとします。

(4) 本公告等における閲覧資料により得た情報は、参加表明書又は技術提案書の作成以外の目的に使用してはなりません。

(5) 特定された技術提案書等に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。

(6) 本業務の履行にあたっては、別途作成する特記仕様書によるほか、奈良県県土マネジメント部が定める「土木設計業務等共通仕様書」によるものとします。

(7) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要した費用は、提出者の負担とする

12. その他

(1) 奈良県と関係機関との協議・調整、助言・指導を受けることにより、最優秀提案者の提案したイルミネーションのデザイン等について可能な限り奈良県の意見を取り入れること。

(2) 本業務の再委託は認めない。（ただし、業務の一部について奈良県が承認した場合は除く。）

(3) 応募提案及びヒアリングに係る費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「奈良県県土マネジメント部 プロポーザル方式（公募型）実施要領」及び「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式に関する運用ガイドライン」によるものとします。実施要領：<http://www.pref.nara.jp/secure/99484/dm-propo-koubo-h25.pdf>
ガイドライン：<http://www.pref.nara.jp/secure/104651/kenncon-unyouguidline.pdf>

(5) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

以上